

最高裁判所 (第一小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成●●年 (〇〇) ●●号 所得税更正処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・武蔵府中税務署長、渋谷税務署長、新宿税務署長

平成20年5月26日棄却・不受理・確定

### 決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項 (上告の理由) に規定する事由に該当せず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条 (上告受理の申立て) 1項により受理すべきものとは認められないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

### 決 定 要 旨

省略

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号 平成12年7月13日判決、本資料248号・順号8695)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号 平成14年1月30日判決、本資料252号・順号9054)

(上告審・最高裁判所第三小法廷 平成●●年 (〇〇) 第●●号、同年 (〇〇) 第●●号 平成17年11月8日判決、本資料255号-314・順号10195)

(差戻控訴審・東京高等裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号 平成18年12月20日判決、本資料256号-344・順号10604)

### 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

#### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

#### 第2 理由

##### 【決定】

##### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

##### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年5月26日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 才口 千晴

裁判官 横尾 和子

裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 泉 徳治

裁判官 涌井 紀夫

## 当事者目録

上告人兼申立人	甲
上告人兼申立人	乙
	株式会社A訴訟承継人
	株式会社A破産管財人
上告人兼申立人	W
上記3名訴訟代理人弁護士	系 光家 ほか
被上告人兼相手方	武蔵府中税務署長 武田 雅雄
被上告人兼相手方	新宿税務署長 小野寺 寿雄
被上告人兼相手方	渋谷税務署長 佐藤 和助
上記3名指定代理人	小茄子川 栄治